

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 安城市古井町東川 2 5 番地

氏 名 有限会社 渥美商会
代表取締役 渥美 和男 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許 可 の 年 月 日 令和 7 (2025) 年 1 1 月 1 4 日
許 可 の 有 効 年 月 日 令和 1 1 (2029) 年 5 月 2 7 日

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず（自動車等破砕物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）、令第2条第13号廃棄物

以上 15 品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(2) 積替え、保管を含む。

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 4 品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地

安城市安城町天草 38 番 2

(2) 面積

2,053m² (保管面積 34.90m²)

(3) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、
金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作
物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動
車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類 (石綿含有産業
廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(4) 保管上限

26.64m³

(5) 高さ

1m

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成16年 5月28日 新規許可

平成21年 6月 1日 更新許可

平成26年 5月28日 更新許可

令和 元年 6月11日 更新許可

令和 6年 7月 5日 更新許可

令和 6年10月 9日 変更許可

令和 7年11月14日 変更許可

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無